

所長	係員	受付	公印承認

※ 太枠内をボールペンで記入してください。

廿日市市津田市民センター使用許可申請書 兼 使用料減免申請書

廿日市市津田市民センター所長 様

次のとおり使用を申請します。使用に際しては、廿日市市市民センター条例及び廿日市市市民センター管理運営規則並びにこれらに基づく規定を遵守します。

令和 年 月 日

団 体 名		代表者名	
申 請 者	住 所		
	氏 名	電話番号	
使用目的		使用予定人数	人
使用日時		令和 年 月 日 () : ~ :	
使用施設名		基本使用料(円)	使用料減免率等
第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室			全額免除・半額免除・目的外
和室・調理室			全額免除・半額免除・目的外
視聴覚室・創作室			全額免除・半額免除・目的外
備考欄			—
※廿日市市市民センター条例第12条の規定により、一度納付された使用料は原則、還付されません。			合 計
上記の施設使用に伴う使用料の減免を申請します。 減免の理由 ※該当する項目の ☐ にチェックをしてください。 ☐ 使用者の半数以上が児童(18歳未満)である【全額免除】 ☐ 使用者の半数以上が障害者又は被爆者健康手帳等の交付を受けた者である【全額免除】 ☐ 使用者の半数以上が高齢者(65歳以上)である【半額免除】 ☐ まちづくり減免団体として登録している団体である【全額免除】 ☐ その他市主催事業等()			
※市民センター 記入欄	上記の施設使用に伴う使用料の減免を次のとおり決定する。 (全額免除・半額免除・減免なし)		レシート・現金領収帳No.
			調定書No.
	備考		(納付書による納付の場合) 納付日 令和 年 月 日

..... 切り取り線

廿日市市津田市民センター使用許可書 兼 使用料減免決定通知書

令和 年 月 日

様

廿日市市津田市民センター所長

印

令和 年 月 日付けで申請の津田市民センターの施設の使用については、次のとおり許可します。
また、使用料の減免を次のとおり決定しましたので通知します。

使用日時	令和 年 月 日 () : ~ :		
使用施設	第1会議室・第2会議室・第3会議室・第4会議室・和室・調理室・視聴覚室・創作室		
減免決定区分等	有	無	全額免除・半額免除・目的外
レシート・現金領収帳No.		納付書No.	
使用条件	廿日市市市民センター条例及び廿日市市市民センター管理運営規則並びにこれらに基づく規定を遵守すること。 一度納付された使用料は原則還付されません。 選挙、個人演説会等が予定された場合、部屋の変更等をお願いすることがあります。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。